

平成 23 事業年度における業務の実績（自己評価）

平和祈念事業特別基金

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務経費の削減</p>										
<p>■中期計画の記載事項</p>											
<p>(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>											
<p>■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</p>											
<p>小項目</p>	<p>達成目標</p>										
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 人件費の削減</p>	<p>人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>1 人件費の削減 平成23年度人件費予算については、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれたが、以下の取組を行ったことにより、決算ベースでの比較では平成22年度比1.1%の削減を達成した。なお、17事業年度（197百万円）と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p>人件費の年度比較</p> <table border="1" data-bbox="1175 1171 2436 1268"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th colspan="2">対前年度増△減額、率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額</td> <td>147,147千円</td> <td>145,526千円</td> <td>△1,621千円</td> <td>△1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 人件費削減のための取組 ① 業務の進捗等に併せた計画的な人事異動により、一般職員の減員（23年10月に特別給付金認定のシステム担当を1名減）、低位号俸者の受入、管理職の転出を実施し、△3,659千円を削減。 ② 超過勤務の縮減に努め、平成22年度に比べ△3,599千円（△47.6%）の大幅な削減を実施。</p> <p>(2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」の成立に伴い、総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に役員報酬規程、職員給与規程を改定（平均約8%強の削減）。</p> <p>(3) 平成21年12月22日に要請のあった「貴法人の職員の給与等の水準の適正化について」の独法独自の諸手当及び法定外福利費の支出については、健康診断及び医薬品購入のみであり、レクリエーション経費、慶弔見舞金等の支出は行っていない。</p> <p>(4) 平成22年5月20日に要請があった「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」の法人互助組織、食券交付等の食事補助及び職員祝金等の支出の廃止要請については、平成23年度</p>		22年度	23年度	対前年度増△減額、率		決算額	147,147千円	145,526千円	△1,621千円	△1.1%
	22年度	23年度	対前年度増△減額、率								
決算額	147,147千円	145,526千円	△1,621千円	△1.1%							

		<p>においても該当する支出は行っていない。</p> <p>(5) 給与水準について、対国家公務員ラスパイレス指数についてみると平成23年度は108.6(平成22年度 109.0)で、平成22年度より0.4の改善となっている。これは、基金の事務所が東京都新宿区に所在すること(特別都市手当12%)などにより、100を超えているものの、東京都特別区に在勤する者と比較すると、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準である。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>人件費の削減について、以下のとおり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平成23年度人件費予算については、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれたが、超過勤務の縮減、業務の進捗等に併せた計画的な人事異動により、決算ベースでの比較では平成22年度比1.1%の削減を達成した。 特に、超過勤務の縮減については、平成22年度に比べ△3,599千円(△47.6%)の大幅な削減を実施している。 なお、17事業年度(197百万円)と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p>(2) ラスパイレス指数については、平成23年度は108.6(平成22年度 109.0)で、平成22年度より0.4の改善となっている。これは、基金の事務所が東京都新宿区に所在すること(特別都市手当12%)などにより、100を超えているものの、東京都特別区に在勤する者と比較すると、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準である。</p> <p>「必要性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり必要な施策である。</p> <p>「効率性」 人件費の削減及び給与水準等の見直し等、多角的な見直しを意識して行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。</p> <p>「有効性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり有効な施策である。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 外部委託の推進		
■ 中期計画の記載事項			
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の削減を図る。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 外部委託の推進	外部委託する方が効率的と認められる業務について、外部委託を推進する。	<p>2 外部委託の推進</p> <p>当基金は平成22年10月以降、特別給付金支給事業を専らの事業としている。基金では、外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進し、コスト削減に努めており、主な外部委託業務としては、「特別給付金の電話対応及び事務処理業務」の外部委託（一般競争入札で新たな委託先と契約）を実施した。</p> <p>特に、外部のノウハウの活用、外部委託業務の事務の改善などにより、電話対応業務において、委託先のコールセンターからの基金への電話転送件数が激減（平成22年度4,014件（転送率8.1%）⇒平成23年度104件（転送率0.58%））し、事務処理業務について、受付からシステム入力の日間（2日間）を達成したことなどにより、標準審査期間内の審査処理率を1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%まで高めることができ、給付金の早期支給に寄与した。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>外部のノウハウの活用、外部委託業務の事務の改善などにより、電話対応業務において、委託先のコールセンターからの基金への電話転送件数が激減（平成22年度4,014件（転送率8.1%）⇒平成23年度104件（転送率0.58%））したこと等による結果、標準審査期間内の審査処理率を1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%に高めることができ、給付金の早期支給に寄与したことは「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 組織運営の効率化																	
■中期計画の記載事項																		
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金の課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。																		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 組織運営の効率化	組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した機動的な人員配置を行う。	<p>3 組織運営の効率化</p> <p>「業務内容に対応した機動的な人員配置を行う」目標については、小規模組織である当基金においては、主として出向元省庁との人事交流で調整することを基本としているが、今年度は業務内容の見直しに伴い内部での振替や業務の減少に伴う人員削減を以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 平成23年4月に事業部内の旧事業を担当する職員2名を認定担当に内部振替。 ① 外部委託業者の監督、都道府県に依頼する「入ソ事実等の調査」業務のため1名。 ② システム担当者として1名。</p> <p>(2) 平成23年10月に認定のシステム担当者1名を出向元に転出。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年4月</th> <th>23年10月</th> <th>24年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>部長 1 総務 2 財務 3 計 6</td> <td>部長 1 総務 2 財務 3 計 6</td> <td>部長 1 総務 2 財務 3 計 6</td> </tr> <tr> <td>事業部</td> <td>部長 1 認定 5(2増) 支給 3 旧事業 0(2減) 計 9</td> <td>部長 1 認定 4(1減) 支給 3 計 8</td> <td>部長 1 認定 3(1減) 支給 1(2減) 計 5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15名</td> <td>14名</td> <td>11名</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、業務の減少に伴い、平成24年4月には3名減とする計画を策定、24年3月末に実施。</p>		23年4月	23年10月	24年3月末	総務部	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	事業部	部長 1 認定 5(2増) 支給 3 旧事業 0(2減) 計 9	部長 1 認定 4(1減) 支給 3 計 8	部長 1 認定 3(1減) 支給 1(2減) 計 5	合計	15名	14名	11名
	23年4月	23年10月	24年3月末															
総務部	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6	部長 1 総務 2 財務 3 計 6															
事業部	部長 1 認定 5(2増) 支給 3 旧事業 0(2減) 計 9	部長 1 認定 4(1減) 支給 3 計 8	部長 1 認定 3(1減) 支給 1(2減) 計 5															
合計	15名	14名	11名															

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (A A~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明 組織運営の効率化について、業務内容の見直しによる内部振替や業務の減少に伴う人員削減により、効率的に組織運営が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 随意契約の見直し	
■中期計画の記載事項		
<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。</p> <p>なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 随意契約の見直し</p>	<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等についても、競争性、透明性が十分確保されるように契約の適正化を推進する取組を着実に実施するとともに、</p>	<p>4 随意契約の見直し</p> <p>(1) 「随意契約等見直し計画」等の取組状況の公表</p> <p>① 平成23年度の随意契約については「随意契約見直し計画」(平成19年12月)及び「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日)に基づいて取組を実施し、公表している。</p> <p>平成20年度実績と比べて、契約全体に対する随意契約の件数で33件の減少、金額では86億49百万円の減額となっている。平成22年度と比較しても件数で11件の減少、金額で1億2百万円の減額となっている。</p> <p>なお、平成23年度の契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度実績と比べて8.8ポイント、平成22年度実績と比べて25ポイントそれぞれ増加しているが、これは平成22年度以降の事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、基金の運営に係る国有財産使用料、官報掲載料などの「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。</p> <p>このほか、平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかった契約案件については、事前に契約内容を契約監視委員会委員に説明し、了承を得た上で契約を結んだ。</p> <p>② 一般競争入札については、10日以上公示期間の確保や、ホームページへの入札説明書(仕様書)の掲載等を実施した結果、一者応札・一者応募となった案件はなかった。</p>

契約状況一覧

(単位：件、千円)

	20年度実績		22年度実績		23年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	33.8% 26	7.2% 677,936	50.0% 29	67.2% 329,915	25.0% 6	65.4% 110,880
競争入札	24.7% 19	5.9% 551,042	46.6% 27	64.7% 317,342	20.8% 5	65.4% 110,880
企画競争・公募	9.1% 7	1.4% 126,894	3.4% 2	2.5% 12,573	4.2% 1	0.0% 0
随意契約	66.2% 51	92.8% 8,707,481	50.0% 29	32.8% 160,776	75.0% 18	34.6% 58,623
合計	100.0% 77	100.0% 9,385,418	100.0% 58	100.0% 490,691	100.0% 24	100.0% 169,503

*金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

契約監視委員会による点検、見直しの状況及び契約の改善についてのフォローアップ状況を公表する。

なお、監事による監査においても、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

(2) 契約監視委員会による点検等

- ① 平成24年3月に第4回契約監視委員会を開催し、平成23年度契約案件について審議の結果、委員長から「一般競争入札において一者応札・一者応募に該当する案件がなかったことは前回委員会に引き続き評価できる」等のご発言があるとともに、その他の契約についても見直しを実施するものはないとして、承認された。なお、継続して随意契約となった契約案件については、平成24年度も引き続き見直しを図りつつ執行するとして、契約監視委員会の了承を得た。
- ② 契約監視委員会による点検、見直し状況及び契約改善のフォローアップ状況については、当該委員会の議事概要等を基金ホームページで公表。

(3) 監事に対し、月例の役員会で前月に締結した契約案件について、契約内容、契約相手方、契約金額等の報告を行い、監査を受けたが、今年度行った監事によるチェックの中で特に指摘を受けた事項はなかった。

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (A A~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>随意契約の見直しについて、以下の理由により、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日)等に基づいて取組を実施した結果、平成20年度及び平成22年度と比べ、平成23年度の随意契約の件数及び金額は大幅に減少している。特に随意契約の総額が22年度は1億61百万円に対し、23年度は59百万円に減少している。</p> <p>なお、平成23年度の契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度実績と比べて8.8ポイント、平成22年度実績と比べて25ポイントそれぞれ増加しているが、これは平成22年度以降の事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、基金の運営に係る国有財産使用料、官報掲載料などの「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。</p> <p>(2) 第4回契約監視委員会を開催し、平成23年度契約案件については契約監視委員会委員から了承を得ている。</p> <p>(3) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> <p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業	
■中期計画の記載事項		
(1) 特別給付金の支給 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(1) 特別給付金の支給 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。	(1) 特別給付金の支給 ① 平成23年度の特別給付金支給事業については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、 ○ 外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制をより充実、 ○ 組織運営の効率化の観点から業務に見合った人員配置を実施、 ○ 種々の広報の実施、 ○ 請求期限である平成24年3月31日（土曜閉庁日）に、電話及び請求書持参者への対応のため職員5名が休日出勤、 するなど、基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約67,000件に対して、24年3月末までの受付累計件数は69,032件、認定累計件数は68,106件、支給累計件数は67,196件（188億円）となり、推計を大きく上回った。 これは、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品を受けなかった者）が12,297件となっていることから、広報努力によるものと思慮される。 なお、特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。 また、特別給付金の受給者等から長年の念願が叶ったなどの多くのお礼の声（1,351件）が寄せられている。 ② これらの申請に対する「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認作業は、 ○ 特別慰労品贈呈事業（平成21年3月31日終了）における特別慰労品を受けた者からの請求（55,809件）については、その審査の際の関係書類等により審査を行うことになるが、帰還の時期の確認ができないものについて、都道府県等に照会する。 ○ 特別慰労品を受けていない者からの請求（12,297件）については、書状等贈呈事業（平成5年3月31日終了）における書状等の贈呈の有無について調査し、書状等を受けていれば当時の関係書類により審査を行い、受けていないものについては、基金において保管する引揚関係書類の調査を行い、更には都道府県等に公的資料について照会する。

		<p>○ 上記によっても、判断が困難なものについては、基金内に設置した外部有識者からなる「判定委員会」に諮り、意見を求める。 等により、慎重、かつ適正な審査を行った。</p> <p>③ 請求者に対するサービスの提供 戦後強制抑留者の平均年齢が87歳（平成22年制度創設時）という高齢であることを踏まえ、次のような請求者の立場に立ったさまざまなサービスの提供に努め、請求者の負担軽減を図った。</p> <p>○ 平成22年10月に、特別記念事業における特別慰労品を受けた者に「特別給付金請求のご案内」を送付したが、平成23年7月に至っても申請のない者が相当数（11,603人）いたことから、これらの者に直接電話し、特別給付金について丁寧に説明し、対象者と思われる940人に請求手続きについて案内することができた。</p> <p>○ 特別給付金を請求する者に対し、「戦後強制抑留者」又は「帰還の時期」の裏付けとなる公的の資料（「引揚証明書」等）の添付を義務付けることなく、これらの事項の確認は、基金の保管資料あるいは都道府県、厚生労働省等に照会することによって行い、請求者の負担の軽減を図った。</p> <p>○ 請求書類に記入漏れがあったものについては、書類を送り返して記入を求めることなく、電話により本人に確認の上、基金において補記することによって請求書類を整え、迅速に処理した。 また、請求書の添付書類に不備があった場合、返信用封書を添えて不備書類の提出を求めたが、なかなか提出が得られないものについては、電話又は文書により再三にわたり連絡を取り、不備書類を補完し、適切な審査に努めた。</p> <p>○ 審査の結果、特別給付金を支給することができないもの（平成23年度400件）については、請求者に対して、直接、電話により支給できない理由（多くは満州等の抑留者で「戦後強制抑留者」に該当しない者）を懇切丁寧に説明した上で請求を却下した。このため大きなトラブルもなかった。</p> <p>○ 請求者等からの電話相談業務は、業者に委託することによって行ったが、委託業者に対し、戦後強制抑留という過酷な経験をされた者の立場を詳細に説明するとともに、その応答振りについてQ&A集を作成の上、指導を行い、親切、かつ丁寧な対応に努めた。</p> <p>④ 上記のほか、特別給付金の認定通知を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も添付することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。</p> <p>⑤ 東日本大震災被災者への取組 東日本大震災被災者の避難先が不明のため、特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が返送されたもの14件について、個別に該当市役所又は避難先町、村役場の担当者を探し出し、個人情報の保護に留意しながら、直に電話でお願いして、無事お届けすることができた。</p>
--	--	--

当該業務に係る事業経費	4, 353, 850千円	当該事業に係る職員数	15名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>平成23年度の特別給付金支給事業について、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、審査業務体制の充実、広報の実施等種々の対応を図り、下記(1)のとおり法案立案時推計約67,000件に対し大幅に上回って支給事業(受付、認定、支給)を実施していること、下記(2)のとおり、審査事務に当たっても、「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認は、基金において過去に実施した事業の関係書類等を利用しつつ、ケースによっては都道府県等に照会することによって実施していること、また、下記(3)のとおり、請求者が高齢であることに配慮し、基金サイドから積極的に請求者等に電話又は文書により連絡を取りながら審査事務を進めるなど請求者の負担の軽減を図ったこと、更に、下記(4)のとおり、東日本大震災被災者に対し、適切に対応することができていることから、特別給付金支給業務の質の向上に関する「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) 推計を上回る受付・認定件数の達成</p> <p>① 法案立案時推計の67,000件に対し、受付累計件数が約69,000件に達したこと、また認定累計件数が約68,100件に達していること。</p> <p>② 法案立案時推計の67,000件に対し、認定累計件数は約68,100件に達しているが、約12,300件は特別記念事業の特別慰労品を受けなかった新規の者で緻密な掘り起こしを行った広報努力等による大きな成果であるとして、法案立案関係者は議員活動で、受給者の中に新規の方が大幅に含まれており、基金の業績を高く評価する旨の発言がされていること、また、受給者から多くのお礼の声が寄せられていること。</p> <p>(2) 適正な審査事務の推進</p> <p>特別給付金の審査事務における「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認作業は、</p> <p>① 特別慰労品贈呈事業(平成21年3月31日終了)における特別慰労品を受けた者からの請求(55,809件)については、その審査の際の関係書類等により審査を行うことになるが、帰還の時期の確認ができないものについて、都道府県等に照会する。</p> <p>② 特別慰労品を受けていない者からの請求(12,297件)については、書状等贈呈事業(平成5年3月31日終了)における書状等の贈呈の有無について調査し、書状等を受けていれば当時の関係書類により審査を行い、を受けていないものについては、基金において保管する引揚関係書類の調査を行い、更には都道府県等に公的資料について照会する。</p> <p>③ 上記によっても、判断が困難なものについては、基金内に設置した外部有識者からなる「判定委員会」に諮り、意見を求める。</p> <p>等により、慎重、かつ適正な審査を実施していること。</p> <p>(3) 請求者の立場に立ったサービスの提供</p> <p>① 審査事務における「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認作業は、まず、基金において過去に実施した事業の関係書類等を最大限利用し、ケースによっては都道府県等に照会することによって行っており、請求者に資料の提供を求めることなく(負担をかけず)事務が円滑に実施されていること。</p> <p>② 特別慰労品を受けた未請求者に対し、基金から直接電話により請求の案内を行っていること。</p> <p>③ 請求者が高齢であることに配慮し、基金から積極的に電話又は文書により、請求者に連絡を取り不備の補完を行っていること。</p> <p>④ 請求を却下する場合、事前に請求者に電話により支給できない理由を丁寧に説明していること。</p> <p>(4) 東日本大震災被災者のうち避難先が不明のため特別給付金の認定通知書や内閣総理大臣の書面が届けられなかった14件について、該当市役所又は避難先町、村役場の担当者を探し出し、個人情報保護の制約の中、断念することなく、取扱いに留意しながら、該当者(ご本人等)全員に、無事にお届けしていること。</p>			

「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉事業として必要な施策である。

「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給に合わせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。

「有効性」 特別給付金支給事業に対し、特別給付金の受給者から手紙、電話により「念願の給付金の支給を受けることができた」等の多くの感謝の気持ちが寄せられており、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	6 特別給付金支給事業		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から24年3月31日までとする。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果 (具体的数値があれば記入)	
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日(平成22年10月25日)から平成24年3月31日までとする。	(2) 特別給付金事業の請求期間 特別給付金の請求は、平成22年10月25日から平成24年3月31日までの間の行わなければならないとされ、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないこととされている。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明 特別給付金支給事業の請求期間については、評価になじまない。			
「必要性」 —			
「効率性」 —			
「有効性」 —			

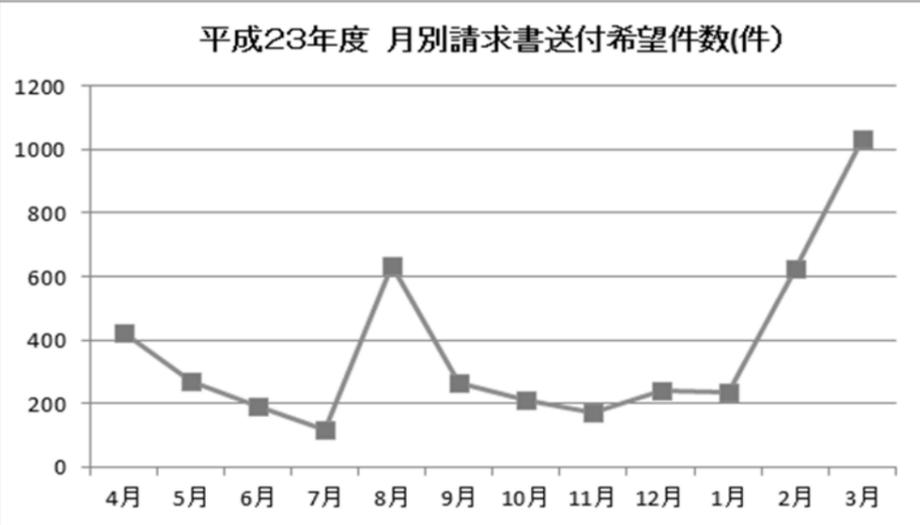
平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。 特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。			
		本邦への帰還の時期の区分	金額
		昭和23年12月31日まで	25万円
		昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
		昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
		昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
		昭和30年1月1日以降	150万円
各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標		達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め48億円とする。特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する		(3) 特別給付金支給事業に要する経費 平成23年度における帰還時期区分に応じた支給金額別の特別給付金の支給件数は15,394件で支給額は43億5,385万円、事務費を含めた経費額は47億8,510万円である。
		本邦への帰還の時期の区分	金額
		昭和23年12月31日まで	25万円
		昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
		昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
		昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
		昭和30年1月1日以降	150万円
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明 特別給付金支給事業に要する経費については、平成22年度から平成24年度までの3年間で事務費を含めて200億円とされている。支給される特別給付金は法定給付金で全体の大部分を占めているが、中間年度で経費の算出を行っても評価になじまない。 「必要性」 — 「効率性」 — 「有効性」 —			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業	
■中期計画の記載事項		
(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、対象者に給付できるよう、新聞等による広報、ホームページへの掲載の充実などきめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。	(4) 特別給付金支給事業実施の周知 ① 国民が戦争に対して関心を高める終戦記念日前後に雑誌及びポスターによる広報を以下のとおり行った。 ○ 平成22年度において実施した新聞、ラジオ等による広報によっても情報を得ることができなかった対象者のために、平成23年度においては、雑誌を広報媒体として、終戦記念日前後に発売され、かつ、高齢者の購読層が高い6誌に広告を掲出。 (雑誌の選定に当たっては、高齢者の読読率調査を参考とした。) ○ 公募(28社参加)によりポスターデザインを決定・印刷し、終戦記念日前の8月11日に以下の団体に頒布した。また、広報効率の良い広報を行うための団体として、全国の抑留者関連団体を探し出した。 ・ 全国の老人関連福祉施設等25,901箇所(1箇所)に1枚ずつ ・ 全国の抑留者関連団体112団体(1団体)に1枚ずつ ・ 全国の地方公共団体等1,967団体(5団体)に5枚ずつ ○ 総務省の協力を得て、総務省広報誌(平成23年8月号)へ掲載した。 以上の広報により請求書の送付希望件数は広報実施前後の2か月間を比較すると約3倍の増加となり、請求者の掘り起こしに効果があった。 ※ 実施前2か月間(6月、7月)の平均希望件数155件 実施後2か月間(8月、9月)の平均希望件数451件 ② 平成23年10月に地方公共団体等に対し、平成24年3月31日の請求期限に向け2度目となる広報誌への掲載を依頼し、各団体の広報誌又はホームページへの掲載がなされた。また、地方公共団体等からの広告校正依頼に対し丁寧に対応した。 この結果、請求書の送付希望件数は、平成23年12月以降増加となり、請求者の掘り起こしに効果があった。 ※ 11月 173件→12月 243件(11月比70件増)、 1月 236件(11月比63件増)

		<p>③ 平成24年3月31日の請求期限が間近に迫った平成24年2月以降、地方公共団体等への3回目の広報誌への掲載依頼、政府広報への掲載依頼などさまざまな媒体へ呼びかけを行い、特別給付金の対象者に対し、「請求期限の到来」に関する、きめ細かな広報活動を実施した。</p> <p>これら請求期限の到来に関しては、総務省等の協力を得てできるだけ費用のかからないよう広報の実施に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等に対して3回目の広報誌等への掲載を依頼。少なくとも413団体において広報誌又はホームページ掲載の協力を得た。 ○ 総務省経由で、FMラジオCM（平成24年2月25、26日に合計23ラジオ局でスポットCMを実施）、新聞への掲載（平成24年2月20～26日までに全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙63紙の計71紙に各紙1回の広報掲載）の政府広報を依頼し、それぞれ実施された。 ○ 平成24年3月7日に総務省記者クラブに報道発表資料を配付した。 ○ 基金のホームページの更新を行うとともに総務省の協力を得て、総務省ホームページ内の「重要なお知らせ」に「シベリア強制抑留者特別給付金について」を掲載。 ○ NHKに特別給付金の請求期限の到来について情報提供を実施したところ、取材要請があり、ニュース番組に取り上げてもらうための資料提供など徹底的な取材協力を行い、その後、平成24年3月18日の「おはよう日本」、「BSニュース」でテレビ放映されたほか、NHKラジオでも放送された。 <p>これら広報の結果、平成23年11月（請求数173件）比で、平成24年2月には623件（3.6倍）、3月には1,036件（6.0倍）の請求書送付希望があり、請求者の掘り起こしに多大な効果があった。</p> <p>また、特別給付金認定68,106件のうち、12,297件は、特別給付金請求のご案内を送付していない特別慰労品を受けていない者からの請求であった。</p> <p>④ 上記のように、平成23年度においてさまざまな広報を展開したが、それぞれの広報の実施に当たっては、総務省との連携を密に、より効率的かつ効果的な媒体及びタイミングを図りつつ行うことにより、広報経費を大幅に縮減（平成22年度6,310万円→平成23年度1,057万円）することができた。</p>
--	--	---

		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成23年度 月別請求書送付希望件数(件)</p>  </div> <table border="1" style="font-size: small;"> <caption>月別請求書送付希望件数(件)</caption> <tr><td>23年4月</td><td>423</td></tr> <tr><td>5月</td><td>269</td></tr> <tr><td>6月</td><td>190</td></tr> <tr><td>7月</td><td>119</td></tr> <tr><td>8月</td><td>635</td></tr> <tr><td>9月</td><td>266</td></tr> <tr><td>10月</td><td>209</td></tr> <tr><td>11月</td><td>173</td></tr> <tr><td>12月</td><td>243</td></tr> <tr><td>24年1月</td><td>236</td></tr> <tr><td>2月</td><td>623</td></tr> <tr><td>3月</td><td>1,036</td></tr> <tr><td>計</td><td>4,422</td></tr> </table> </div>		23年4月	423	5月	269	6月	190	7月	119	8月	635	9月	266	10月	209	11月	173	12月	243	24年1月	236	2月	623	3月	1,036	計	4,422
23年4月	423																												
5月	269																												
6月	190																												
7月	119																												
8月	635																												
9月	266																												
10月	209																												
11月	173																												
12月	243																												
24年1月	236																												
2月	623																												
3月	1,036																												
計	4,422																												
当該業務に係る事業経費	7, 481千円	当該事業に係る職員数	6名																										
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA																												
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別給付金支給事業実施の周知については、新聞等による広報、ホームページによる掲載のほか、新たに雑誌による広報を行うなどきめ細やかな広報活動を適時に実施した。経費節減の中であらゆる手段を講じた広報活動を実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加しており、請求者掘り起しの効果が以下のおり認められることから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>(1) 広報効率の良い広報を実施するための団体として全国の抑留者関連団体を探し出しポスターを掲出する等で、請求書希望件数が6・7月に比べ8・9月は3倍の増加となり、請求者の掘り起こしに効果があったこと。</p> <p>(2) 地方公共団体等への節目、節目の広報依頼と地方公共団体等からの広告校正依頼に対し丁寧に対応したことが、地方公共団体等のホームページへの掲載となり、11月に比べ12月・1月は請求書希望件数が63~70件の増加となり、請求者の掘り起こしに効果があったこと。</p> <p>(3) パブリシティを考慮して報道機関への資料配布や取材要請があったNHKに対し、ニュース番組に取り上げてもらうための資料提供など徹底的な取材協力等をしたことが、「おはよう日本」で放映されるなどし、3月は11月に比べ請求書希望件数が6倍となるなど、請求者の掘り起こしに多大なる効果があったこと。</p> <p>(4) 総務省との連携を密に、効率的かつ効果的な広報を実施しつつ、広報経費の縮減に努めたこと。</p>																													

- 「必要性」 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、一人でも多くの対象者に特別給付金を支給するためには、さまざまな広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することが必要である。
- 「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するためには、広報媒体を特定せず、新聞、ラジオ、地方公共団体等へのポスター・パンフレットの頒布等を行うことは、効率的な手法である。
- 「有効性」 対象者が高齢であることから、高齢者の閲覧率が高い雑誌に掲載したほか、さまざまな広報を展開することによって申請の促進を図ることは、有効な施策である。

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業															
■中期計画の記載事項																
<p>(5) 標準期間の設定</p> <p>申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。</p> <p>① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月</p> <p>② 上記以外の者については3か月</p>																
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)														
<p>第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>(5) 標準期間の設定</p> <p>申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。</p> <p>① 特別記念事業の既贈呈者であって、基金からのお知らせを受けて請求してきた者については1か月</p> <p>② 上記以外の者については3か月</p>	<p>(5) 標準審査期間の設定</p> <p>特別給付金に係る標準的な審査期間は、</p> <p>○ 特別記念事業における特別慰労品を受けた者であって、平成22年10月の「特別給付金請求のご案内」を受けて請求をした者については、既に「入ソ」の事実確認が出来ており、帰還年月日の調査のみで済むことから、1か月</p> <p>○ 上記以外のものについては、新たに「入ソ」の事実及び帰還年月日の調査が必要になるほか、ケースによっては、外部有識者から構成される判定委員会に諮る必要もあることから、審査に時間を要することになるため、3か月</p> <p>としている。</p> <p>平成24年3月31日現在の処理実績は、以下のとおりとなっている。</p> <p>① 標準審査期間を1か月とするもの</p> <p>平成23年度における受付件数は、2,139件であり、そのうち、2,086件について1か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、97.5%となっている。</p> <p>なお、1か月を超えた6件のうち5件(平成23年4月受付)は、平成22年度からの繰越案件の処理を優先させたため、結果的に1か月を超えたものであり、残り1件は法施行前死亡の却下案件であり、該当者の死亡年月日の確認について、請求者と連絡が取れなかったことにより1か月を超えたものである。</p> <table border="1" data-bbox="1199 1604 2460 1770"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付件数</th> <th colspan="3">処理に要した期間</th> <th rowspan="2">未処理</th> </tr> <tr> <th>1か月以内</th> <th>2か月以内</th> <th>2か月を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,139件 (100%)</td> <td>2,086件 (97.5%)</td> <td>6件 (0.3%)</td> <td>0件 (0.0%)</td> <td>47件 (2.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未処理は、24年3月末に受付けたものである。</p>		受付件数	処理に要した期間			未処理	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの	2,139件 (100%)	2,086件 (97.5%)	6件 (0.3%)	0件 (0.0%)	47件 (2.2%)
受付件数	処理に要した期間				未処理											
	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの													
2,139件 (100%)	2,086件 (97.5%)	6件 (0.3%)	0件 (0.0%)	47件 (2.2%)												

		<p>② 標準審査期間を3か月とするもの 平成23年度における受付件数は、4,916件であり、そのうち、4,526件について3か月以内に処理しており、標準審査期間内の処理率は、92.1%となっている。 なお、3か月を超えた12件は（認定4件、却下8件）はいずれも審査の過程において、「入ソ」の事実関係等について、都道府県、厚生労働省、総務省人事・恩給局等に照会しているものであるが、照会に当たっての準備等に時間を要したものである。</p> <table border="1" data-bbox="1199 510 2223 684"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付件数</th> <th colspan="2">処理に要した期間</th> <th rowspan="2">未処理</th> </tr> <tr> <th>3か月以内</th> <th>3か月を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,916件 (100%)</td> <td>4,526件 (92.1%)</td> <td>12件 (0.2%)</td> <td>378件 (7.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未処理は、「入ソ」の事実等について都道府県等に照会を行っているもの及び24年1月以降に受付けたものである。</p> <p>③ 審査体制の強化 組織の業務に見合った人員配置を行う必要から特別給付金の認定担当に部内から職員を振替配置し、システム担当職員を強化配置した。また、外部委託の推進で基金の審査業務を充実するなど、基金として種々の対応を図るとともに審査体制の充実強化を図った。</p> <p>なお、24年3月中に受付けたものについては、標準審査期間が1か月もの及び3か月ものいずれについても、全ての案件について標準審査期間内に処理されている。</p>	受付件数	処理に要した期間		未処理	3か月以内	3か月を超えたもの	4,916件 (100%)	4,526件 (92.1%)	12件 (0.2%)	378件 (7.7%)
受付件数	処理に要した期間			未処理								
	3か月以内	3か月を超えたもの										
4,916件 (100%)	4,526件 (92.1%)	12件 (0.2%)	378件 (7.7%)									
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数 9 名										
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A											
<p>■ 評価結果の説明 標準審査期間の設定については、標準審査期間内処理率が1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%となっており、速やかな特別給付金の審査が実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%となっており、両者とも、極めて高い期間内処理率を実施している。 (また、24年3月中に受付けたものについては、1か月もの及び3か月ものいずれについても、全ての案件について標準処理期間内に処理されている。)</p> <p>(2) 早期認定を実施するために業務に見合った職員配置や外部委託の推進で基金内の審査体制の充実を実施している。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、請求者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、的確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p>												

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業		
■中期計画の記載事項			
(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第2 特別給付金支給業務 の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。	(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、権利を有すると認められる方については、認定通知書を、権利を有しない方については、その理由を付した却下通知書を送付した。 ① 認定通知は、14,544人に、認定後、認定通知書をご本人の名前が入った内閣総理大臣の書面を同封して1週間後に送付した。 ② 却下通知は、386人に、決裁後理由を付した却下通知書を速やかに送付した。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	9 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 申請者への通知については、以下のとおり、速やかに送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。 (1) 特別給付金の該当者14,544人に対して認定通知書を送付し、非該当者386人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。 (2) 認定通知書は、認定後ご本人の名前が入った内閣総理大臣の書面を同封して1週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後速やかに理由を付して送付した。 「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知すべきことは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。 「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。 「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点において処分の効力が生じることとなることから有効な手段である。			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項	
■中期計画の記載事項		
(3) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 特別給付金支給業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	(7) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。	(7) 地方公共団体との連携 ① 入ソ事実等の調査 特別給付金支給に当たっては、強制抑留の事実の確認（軍歴の確認）と帰還月日の確認が必要。特に、新規の請求者の場合、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請している。 また、都道府県で確認できない場合は、厚生労働省等に照会をかけることになるが、大半の案件については都道府県で確認できている。 平成23年度においては、44都道府県に対して767件の調査を依頼し、全件について回答を得ることができた。 ② 地方公共団体広報誌等への給付金に関する掲載依頼等 地方公共団体には、以前に実施した「入ソ事実等の調査」にも協力してもらい、また地方公共団体自体も住民サービスの一環として基金との良好な連携は必要と考えており、以前から両者は協力関係を維持しているところであり、このような連携の下、基金は地方公共団体に種々の協力要請を行っている。 ○ ポスターを頒布する際に要請文を添付して協力要請を実施。地方公共団体からの情報提供依頼には、積極的かつ丁寧に対応した。 ○ 地方公共団体に対し、平成23年10月25日及び平成24年2月2日に、特別給付金に関する情報の各団体広報誌への掲載を依頼し、少なくとも413の地方公共団体の広報誌やホームページに特別給付金関係情報（請求期限が到来等）が掲載されるなど協力を得た。 なお、地方公共団体広報誌等への掲載原稿のチェック依頼には、地方公共団体の担当者に対し、特別給付金支給事業の趣旨、対象者等について詳細に説明の上、原稿の加筆、修正を行うなど丁寧な対応に努めた。

		<p>③ 地方公共団体窓口との直接的連携 高齢であるため電話では聞き取ることができず、地方公共団体の窓口で特別給付金の申請について相談に行くケースがあるが、窓口担当者も質問に答えられず、担当者から基金に電話があり、担当者を介して申請者の相談に応じるなど地方公共団体の窓口との連携を図った。</p> <p>④ 地方公共団体の自発的協力 地方公共団体が保有する情報及び当基金から提供した情報により、当該団体に居住する特別給付金未請求者に対し、自発的に請求案内を行った地方公共団体もあった。</p>	
当該業務に係る事業経費	3, 290千円	当該事業に係る職員数	12名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>地方公共団体との連携については、以下のとおり、特別給付金支給事業の実施に当たって緊密な連携が図られていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 入ソ事実等の調査については、44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得ていることは、基金と都道府県の連携を十分評価できるとともに積年の関係構築を評価できる。</p> <p>(2) 地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載については、多くの地方公共団体から協力を得ており、また地方公共団体の自発的な請求案内などは、基金の地方公共団体への丁寧な要請や情報の提供によるものと評価できる。</p> <p>(3) 地方公共団体の広報担当者に対し、直接、特別給付金制度について丁寧に説明したほか、窓口担当者を介して申請の相談に対応するなど、地方公共団体の担当者との直接的な連携が保たれており、申請者へのサービスの提供を図るものと評価できる。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別給付金支給に当たって、支給対象者の身近にある地方公共団体に情報提供をしたり、広報を依頼することや、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第4 予算、収支計画及び資金計画	
■中期計画の記載事項		
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第3 予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 平成23年度においては、政府出資金1億円と特別準備金のうち直ちに支払いに充当されない資金を運用資金として、「運用方針」に基づき適正に管理・運用を行った。</p> <p>① 管理面については金融機関から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納職員及び財務担当職員で照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。</p> <p>② 特別準備金については、有価証券で運用するとともに現金で保有し、特別給付金の支給状況を勘案しつつ有価証券の売却を行うとともに、売却後に直ちに支払いに充当されない部分については預入額と運用期間を定め、複数の証券会社等に引き合いを出し、その時点で最も高い利率を提示した社に預入を行った。その結果、平成23年度においては現金ベースで576百万円の売却・運用収入を上げた。</p> <p>(2) 平成23年度の事務費予算額は当初677百万円を見込んでいたが、費用のかからない広報の実施等に努めた結果445百万円まで圧縮した。 なお、当期純利益は3百万円（平成22年度は43百万円）である。</p> <p>(3) 基金は建物、土地等の実物資産及び知的財産等は有していない。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンスの観点から第1、第2四半期の終了月、第3四半期以降は各月ごとに予算執行実績を理事長、理事及び監事が出席する役員会において報告し、了承を得た。 また、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p>

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (A A～D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおり、安全かつ適切な管理・運用の下、実施されていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。また、運用面についても、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベースで576百万円の収入を上げており、適切に行われたものと認められる。</p> <p>(2) 予算の執行状況について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている。更に、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>「必要性」 政府から出資された1億円及び特別給付金事業に充てる財源の特別準備金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により、健全な管理・運用に意を用いることは必要かつ重要な施策である。</p> <p>「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために、複数の証券会社等に引き合いを出し預入を行っていることは、効率的な運用と判断できる。</p> <p>「有効性」 資金の適正な管理・運用は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により、健全な管理・運用に意を用いることは有効な施策と認められる。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第6 重要な財産の処分等に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
（重要な財産の処分等に関する計画）		重要な財産の処分等はない。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 （A A～D）	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」 —			
「効率性」 —			
「有効性」 —			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
	1 施設及び設備に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
施設及び設備に関する計画はない。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
（施設及び設備に関する計画）		該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	— 名
■ 当該項目の評価 （A A～D）	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」 —			
「効率性」 —			
「有効性」 —			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
	2 人事に関する計画											
■ 中期計画の記載事項												
研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。												
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果												
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）										
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		<p>外部研修への派遣 職員個々の能力向上及び積極的に知識や最新情報を得るため、外部機関の主催による研修に職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員の能力開発を一層促進させた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>期日</th> <th>主催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年度公文書管理研修Ⅱ（第2回）</td> <td>23. 12. 5～ 9（5日間）</td> <td>独立行政法人国立公文書館</td> </tr> <tr> <td>23年度評価・監査中央セミナー</td> <td>24. 2. 21・22（2日間）</td> <td>総務省行政評価局</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、全職員を対象とし、セキュリティ研修（年2回）やセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する講演といった内部研修についても実施。</p>		研修名	期日	主催	23年度公文書管理研修Ⅱ（第2回）	23. 12. 5～ 9（5日間）	独立行政法人国立公文書館	23年度評価・監査中央セミナー	24. 2. 21・22（2日間）	総務省行政評価局
研修名	期日	主催										
23年度公文書管理研修Ⅱ（第2回）	23. 12. 5～ 9（5日間）	独立行政法人国立公文書館										
23年度評価・監査中央セミナー	24. 2. 21・22（2日間）	総務省行政評価局										
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	3 名									
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A											
■ 評価結果の説明												
職員の業務に必要な研修については、機会を捉えて積極的に外部の研修に職員を派遣し、また、内部研修を行っており、「目標を十分達成」と評価できる。												
「必要性」 職員にあらゆる機会を捉えて研修の場を与え能力開発の推進と意識向上を図ることは必要な施策である。												
「効率性」 能力開発の推進と意識向上を図ることは、業務のスキルアップにつながる学習の場であることから研修は効率的な手法である。												
「有効性」 職員に研修を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。												

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項																																					
■中期計画の記載事項																																						
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。																																						
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																																						
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																				
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 環境対策	環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	<p>1 環境対策</p> <p>(1) 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <p>① 調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針（平成23年度）」（以下、「環境方針」という。）をホームページに掲載した。</p> <p>② 環境方針に基づき、役職員に対し、環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を求め、周知を徹底。継続的な環境に配慮した製品の使用を心がけ、上記環境方針に定められた全25品目について目標の100%調達を達成した。</p> <p>（例）・封筒は古紙パルプ使用率40%以上使用のリサイクル品を100%調達 ・ファイルは古紙パルプ使用率70%以上使用のリサイクル品を100%調達 等</p> <p>(2) 東日本大震災後の徹底的な節電対策 使用電力の節減は、平成23年3月から実施しており夏場においても計画に沿った20%削減を達成している。（庁舎管理庁である総務省統計局で総務省第2庁舎の電力量を測定）</p> <p>基金が入居している総務省第2庁舎全体の電力使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="3">使用電力（kwh）</th> </tr> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>削減率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>376,560</td> <td>246,064</td> <td>▲34.7</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>358,208</td> <td>249,848</td> <td>▲30.3</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>427,792</td> <td>299,192</td> <td>▲30.1</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>478,960</td> <td>376,640</td> <td>▲21.4</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>509,720</td> <td>394,424</td> <td>▲22.6</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>446,528</td> <td>353,568</td> <td>▲20.8</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>383,536</td> <td>299,685</td> <td>▲21.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 基金で定めた節電対策の取組状況（6/6～9月末） 統計局から第2庁舎の電力使用量を手し、基金の役職員に周知することにより、役職員の節電に対する意識を喚起するとともに以下の取組を行った。 （基金は、引続き節電対策を継続。）</p>		月	使用電力（kwh）			22年度	23年度	削減率%	4月	376,560	246,064	▲34.7	5月	358,208	249,848	▲30.3	6月	427,792	299,192	▲30.1	7月	478,960	376,640	▲21.4	8月	509,720	394,424	▲22.6	9月	446,528	353,568	▲20.8	10月	383,536	299,685	▲21.9
月	使用電力（kwh）																																					
	22年度	23年度	削減率%																																			
4月	376,560	246,064	▲34.7																																			
5月	358,208	249,848	▲30.3																																			
6月	427,792	299,192	▲30.1																																			
7月	478,960	376,640	▲21.4																																			
8月	509,720	394,424	▲22.6																																			
9月	446,528	353,568	▲20.8																																			
10月	383,536	299,685	▲21.9																																			

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室蛍光灯の1/2以上の消灯 : 達成、継続 ・ 昼休み時間の完全消灯 : 達成、継続 ・ 定時退庁日(水・金)の定時退庁の徹底 : 達成、継続 ・ 超過勤務の縮減(20%以上)の徹底 : 達成 平成22年度と平成23年度の年間比較△47.6%(△3,599千円) ・ 年次休暇、夏季休暇の取得の推進 : 達成 全役職員夏季休暇取得、年次休暇平均3日取得 ・ 冷蔵庫使用の集約化及びコピーメーカーの使用禁止 : 達成、継続 ・ 別棟事務室のコピー機は退庁時電源をOFF : 達成、継続 ・ 退庁時テレビの電源プラグを抜く : 達成、継続 ・ 昼休み中はPC電源をOFFとする : ほぼ達成、継続 <p>(3) その他、環境に対する取組 環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等を行った。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>環境対策については、以下のとおり、環境方針の下、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけて、全25品目に対し目標の100%調達を達成している。</p> <p>(2) 東日本大震災後においては、設定した9項目の徹底した節電対策を実施し全項目達成した。また、10月以降においても引き続き節電対策を実施している。</p> <p>(3) その他、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底が行われている。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは必要な姿勢である。</p> <p>「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項		
■中期計画の記載事項			
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。			
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 職場環境	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理徹底し、より一層の配慮に努める。	2 職場環境 (1) 役職員の意識の向上を図ることを目的に新企画として、11月22日に「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止について」と題して、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、基金の全役職員に対して弁護士による講演を実施した。 (2) 5月9日に「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議で、女性相談員任命や、セクハラ等の防止の徹底及び相談体制についてのペーパーを事務室に掲出して役職員に周知を図ることを決定し、実施した。 (3) 同日に「メンタルヘルスクエア対策」会議を開催し、メンタルヘルスの基本的な考え方として心の健康問題の特性、人事労務管理との関係、個人情報保護への配慮等の説明を行い、関係図書が総務担当にある旨を役職員に通知した。 (4) 相談員から相談事例についての報告は受けていない。 (5) 基金が実施している定期健康診断（7月実施）については、別途受診した4名を除き、全員が受診した。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、管理を徹底し、配慮に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。 (1) 新企画として全役職員を対象に、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等について、弁護士に講演を依頼するなど積極的にセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止に取り組んでいる。 (2) 「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議の開催及び女性の相談員の配置、相談体制の周知の徹底がされている。 「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも必要な施策である。 「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。 「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも有効な施策である。			

平成23年度における業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項	
■中期計画の記載事項		
(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。		
■各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 内部統制・ガバナンス強化	役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。	<p>3 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>平成22年度に引き続き、理事長が主宰する役員会（構成員は理事長、理事、監事2名）、理事会（構成員は理事長、理事、部長及び担当参事（又は副参事））、連絡会（構成員は理事会と同様）とともに、特別給付金支給事業の進行管理を行う全体会議を毎週1回開催するなどして、内部統制・ガバナンスの強化を図ってきた。更に、7月には、法令、規定等の遵守に万全を図るため、次のような内部統制強化策を講じた。</p> <p>(1) 理事長のマネジメントの強化</p> <p>理事長の発案により内部統制・ガバナンスの充実・強化策として、新たに「平成23年度業務等運営方針（平成23年7月29日決定）」を定め、拡大・充実された監査（定期的な監査と報告会の実施等）を積極的に業務に活用することとしたほか、以下の取組を行った。</p> <p>① 「平成23年度業務等運営方針」の役職員への周知徹底</p> <p>理事長自ら、役職員に対し「平成23年度業務等運営方針」の周知徹底を行い、業務に関する情報の共有を図る。</p> <p>② リーダーシップを発揮できる環境整備等</p> <p>○ 理事長主宰の会議において新たに監査改善報告会を開催することとした。</p> <p>監査改善報告会とは、監事監査（後述）において指摘された事項の改善内容について協議する場であり、定期監事監査で監事から指摘のあった事項については、理事長から改善指示がなされ、監査改善報告会の場で適切に対応した。</p> <p>（対応策の事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「別棟事務所借料の期間と業務量の関係について、適切に整理」 ・ 「移管体制の整備及び記録史の整理、保存等の在り方について、検討することを方向付け」 <p>○ 理事会や基金内部で毎週開催する連絡会議において、必要な対策の洗い出し及び対応を実施。</p> <p>（対応策の事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求期限日の対応について、前例（書状等贈呈事業など）を参考に整理 ・ 別棟事務室の職場環境の整備 など <p>○ 職員との意見交換等の場として、5回にわたり「理事長と法人ミッションを語る」の懇談の</p>

		<p>場を新たに設け、理事長自ら若手職員等に「平成23年度業務等運営方針」を説明するとともに、組織の長として業務に関する情報の共有化を図った。職員からの要望等（解散後の雇用に関する説明、事務所における空調の改善等）に対しては、原則、即時に対応を行った。</p> <p>③ 組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出しについて、従来より行っている役員会や、上記「理事長と法人ミッションを語る」懇談会のほか、拡大・充実された監査を活用し、「標準審査期間を超える案件の解消」、「保有個人情報のセキュリティ管理の徹底」、「解散に向けた適正な引継ぎの検討」などの重要課題を洗い出した。</p> <p>④ 上記③により洗い出した重要課題等に対し、以下のとおり適切に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準審査期間を超える案件の解消に関して、外部委託業務の事務の改善等により、特別給付金支給事業の標準審査期間内の処理割合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準審査期間1か月のもの・・・平成22年度23.2%⇒平成23年度97.5% ・ 標準審査期間3か月のもの・・・平成22年度24.6%⇒平成23年度92.1% と、飛躍的に改善した。 ○ 保有個人情報管理については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報漏えい事故の報道が絶えない状況の中で再度、基本的な情報セキュリティ意識を各職員が意識して行動できるように教育するため、全職員対象の年2回のセキュリティ研修、 ・ 委託業者に対して計3回（定期検査2回、臨時検査1回）の立ち入り検査、 ・ CIO補佐官による内部監査、 などの実施を指示し、情報セキュリティ管理の徹底を図り、平成23年度において情報漏えい等の問題は発生しなかった。 ○ 解散に向けた適切な引継ぎについては、当基金の監督官庁である総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室担当の官房審議官と月1回の懇談を実施し、基金解散に向けての組織体制、業務確認及び文書移管等について検討を行った。今後も引き続き検討を継続する。 <p>(2) 監事による業務の更なる監査 監事から「平成23年度監査方針」（平成23年8月2日監事決定）が示され、具体的な監査項目については、監事と理事長・理事が協議し、9つの監査項目を決定し、基金の全業務の課題を洗い出して、重要度、優先度、必要度等を含めて9項目から30の監査視点を作り、これらの項目について定期的な監事監査を実施することとした。</p> <p>(監査9項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実物資産借上げ ② セクシャルハラスメント等防止及び排除 ③ 法人ミッション徹底 ④ 基金解散に向けた取組 ⑤ 内部統制・ガバナンス強化 ⑥ 金融資産及び現金・預金残高 ⑦ 特別給付金債権 ⑧ 情報セキュリティ ⑨ 特別給付金支給
--	--	---

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおり、理事長を中心として、内部統制・ガバナンスの強化に努めたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 業務等運営方針の策定、「理事長と法人ミッションを語る」懇談会の開催、重要課題の洗い出しとその対応をそれぞれ実施することにより、理事長のマネジメントの強化がより一層図られ、特別給付金の標準審査期間内の処理等を達成した。</p> <p>(2) 平成23年度監査方針に基づく定期監事監査などの実施により、監事による監査の強化が図られた。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、小規模な法人としては理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>			

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該事業に係る職員数	15 名
■ 当該項目の評価 (A A~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>基金の解散に向けた取組について、以下のとおり、適切に行われていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 解散に向けた取組について、基金独自に取組を行うとともに、特金室と定期的な懇談を持って問題点の洗い出しを行うなど進められている。</p> <p>(2) 寄託品の寄贈への切替えについて、13名(74点)から寄贈承諾書を得ることができ、6名(69点)に資料を返還した。</p> <p>(3) (財)全国強制抑留者協会から申請のあった「平成23年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」及び「慰藉事業収入・支出計画」について、審査の上、承認を行い、また、慰藉事業の実績報告を受けることにより、慰藉基金の管理について適切に監督を行った。</p> <p>「必要性」 基金業務の終息に当たり、国へ継承する資産、法人文書、記録史等の整理は必要な施策である。</p> <p>「効率性」 国へ継承する資産、法人文書、記録史等の整理は貴重な資料であり、法人と国が定期的な懇談の場を持って協議しながら解散に向けた取組を行うことは効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 基金業務の終息に当たり、国へ継承する資産、法人文書、記録史等の整理は、基金の円滑な解散のために有効な手段である。</p>			